

物品供給契約書

物品供給の表示

代金額 金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円也

(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人北海道教育大学と供給者(法人等名) [契約権限を委任された代理人と契約を締結する場合は、「代理人(法人等名)」を加える。] との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の代金額で、次の条項によって供給契約を結ぶものとする。

第1条 供給者は、発注者に対し、物品の供給をするものとする。

第2条 物品は、北海道教育大学(部局名)に納入するものとする。

第3条 納入期限は、令和 年 月 日とする。

第4条 納品書は、北海道教育大学(部局、課、室名)に送付するものとする。

第5条 代金は、納入物品の検査完了後、適正な請求書を受領した日から翌月末日までに 回に支払うものとする。

第6条 代金の請求書は、北海道教育大学(部局、課、室名)に送付するものとする。

第7条 契約保証金は、免除する。ただし、供給者がこの契約事項を履行しなかった場合は、契約金額の100分の10に相当する違約金を発注者に対し支払うものとする。

第8条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人北海道教育大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。

第9条 この契約について、発注者・供給者間に紛争が生じたときは、双方誠意をもって協議の上、円満にこれを解決するものとする。

第10条 この契約に関する紛争は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・供給者間において、協議して定めるものとする。

(以下特に必要な事項を記載する。)

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び供給者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号

国立大学法人北海道教育大学契約担当役

事務局長・氏名

印

供給者 (住所)

(法人の名称又は商号及び代表者氏名)

印

[契約権限を委任された代理人と契約を締結する場合は、

「代理人 (住所)

(法人の名称又は商号及び代表者氏名)

印]

を加える。なお、この場合は、上記供給者の印は不要とする。]